



Title	HIV感染者の地域支援体制構築に関する保健所の役割
Author(s)	木山, 敦子
Citation	大阪公衆衛生. 2009, 80, p. 22-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83422
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

HIV 感染者の地域支援体制構築に関する保健所の役割

大阪府池田保健所地域保健課感染症チーム

木山 敦子

【はじめに】

HIV 感染は医療の進歩によりコントロール可能な慢性疾患となった。一方、進行性多巣性白質脳症 (PML) や HIV 脳症などの合併症や、高齢化、その他の疾患を患うことにより介護を要する HIV 陽性者が今後増加することが予測されている。しかし専門病院から地域に受け入れを打診しても、様々な理由で受け入れが困難なケースが存在することが指摘されており、地域の受け入れ体制の整備が課題となっている。これまで医療機関連携に関する課題や、訪問看護師の意識調査、患者ニーズ調査など地域支援について様々な研究報告が行われているが、地域ケアを担う関係職種の意識に関する報告は少ない。これらのことから HIV 感染者の地域支援体制の構築のため、地域療養に携わる関係職員の HIV/AIDS の知識レベル、及び受け入れに対する意識を調査し、アンケート結果から保健所の役割を検討したので報告する。

【対象と方法】

池田保健所が管轄する池田市・箕面市・豊能町・能勢町の居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・地域包括支援センター・地域生活支援センターなどに勤務する医療・保健・福祉従事者を対象に、2007 年 11 月～2008 年 3 月に、それぞれの市町で実施された担当者会議、または保健所が実施した研修で、無記名でアンケートを実施しその場で回収した。290 人の調査対象のうち回収率は 82% で、有効回答数は 238 人であった。職種は「ケアマネジャー」76 人「看護師・保健師」47 人、「介護職員」69 人、「その他」42 人（生活相談員・社会福祉士・調理員・町職員など）、無回答 4 人であった。なお職種は資格の所持ではなく主に従事する仕事について回答している。業務の経験年数は「3 年未満」87 人、「3～5 年未満」38 人、「5～10 年未満」63 人、「10 年以

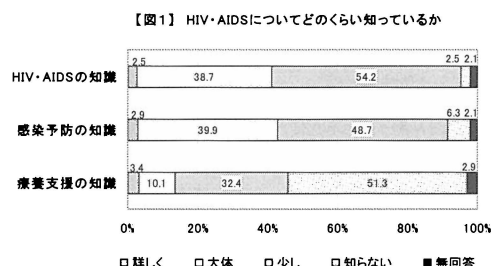
上」27 人、無回答 23 人であった。調査内容は HIV・AIDS についての知識と療養支援を受け入れるにあたって不安内容と必要条件であり、職種、経験年数に分けて検討した。統計学的検定は χ^2 検定にて有意差検定をおこなった。

【結果】

I. HIV 感染・AIDS についてどのくらい知っているか

HIV 感染・AIDS』『HIV 感染予防』『HIV 感染者の療養支援』の 3 項目について「詳しく知っている」「大体知っている」「少し知っている」「知らない」の 4 段階で各自の主観を調査した。

【図1】



『HIV 感染・AIDS』は「詳しく知っている」2.5%、「大体知っている」38.7%、「少し知っている」54.2%、「知らない」2.5%、無回答 2.1% であった。『HIV 感染予防』は「詳しく知っている」2.9%、「大体知っている」39.9%、「少し知っている」48.7%、「知らない」6.3%、無回答 2.1% であった。『HIV 感染者の療養支援』は「詳しく知っている」3.4%、「大体知っている」10.1%、「少し知っている」32.4%、「知らない」51.3%、無回答 2.9% であった。『療養支援』は『HIV/AIDS』や『感染予防』の知識に比べ「知らない」と答えた人が多かった。

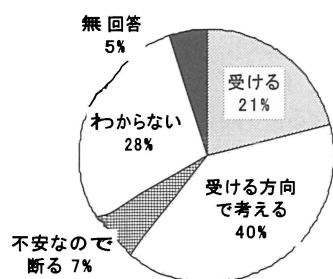
図には示さないが、職種別では 3 項目ともケアマネジャーと介護職員は看護師に比べ、「詳しく知っている」「大体知っている」と答える割合が低かった。また『感染予防』『療養支援』

各質問の正答率は【表1】のとおりである。

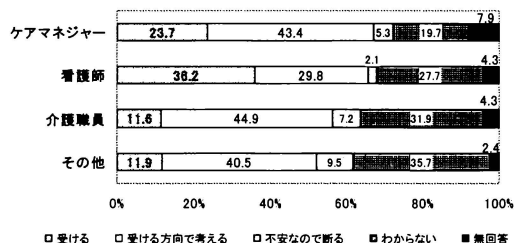
実 施 項 目	全労基法 n=218	労働基準法 n=181	労働基準法 n=181	5%の労基法 n=63	検定結果
7) 1) 労働基準法は国にのみ適用される	192 (80.0)	40 (45.1)	152 (79.0)	56 (72.5)	
2) 1) 労働基準法は国にのみ適用される	179 (75.2)	26 (46.8)	142 (72.4)	52 (72.5)	
3) 1) 労働基準法は、国及び地方公共団体に適用されることである	187 (78.6)	43 (49.5)	144 (75.4)	50 (72.5)	誤
4) 1) 労働基準法は地方公共団体に適用されるものではない	201 (84.5)	41 (47.2)	160 (83.0)	58 (84.4)	
5) 1) 労働基準法は、国及び地方公共団体に適用されることである	192 (80.0)	41 (45.1)	152 (79.0)	56 (72.5)	
6) 1) 労働基準法は、国及び地方公共団体に適用されることである	218 (91.4)	67 (82.9)	192 (92.1)	65 (92.4)	
7) 1) 労働基準法は、国及び地方公共団体に適用されることである	121 (50.0)	28 (59.6)	93 (49.0)	30 (42.5)	
8) 1) 労働基準法は、国、地方公共団体、労働組合、労使のいずれに適用されるものでもない	144 (59.6)	44 (49.5)	100 (50.0)	34 (42.5)	
9) 1) 労働基準法は、国及び地方公共団体に適用されることである	128 (56.0)	24 (42.2)	72 (40.5)	30 (42.5)	
10) 1) 労働基準法は、国及び地方公共団体に適用されることである	80 (32.6)	26 (45.2)	54 (27.1)	22 (24.0)	誤
11) 1) 労働基準法は、国及び地方公共団体に適用されることである	57 (23.9)	19 (33.0)	28 (19.0)	10 (14.5)	
12) 1) 労働基準法は、国及び地方公共団体に適用されることである	118 (50.0)	21 (46.8)	82 (40.5)	28 (35.0)	
13) 労働法は地方公共団体に適用される。労働法は適用される	132 (72.4)	40 (45.1)	122 (61.6)	44 (62.8)	誤
14) 労働基準法は適用される。労働基準法は適用される	158 (69.6)	35 (34.4)	84 (45.0)	28 (23.2)	
15) 労働基準法は適用される。労働基準法は適用される	128 (56.0)	25 (45.2)	73 (37.9)	28 (23.2)	

Ⅲ. HIV感染者の療養支援の受入れについて

【図2】 HIV陽性者支援の受入れ



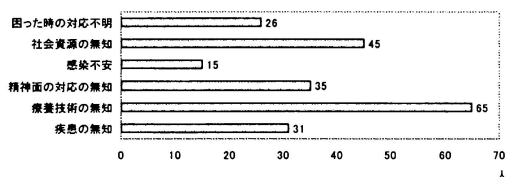
【図3】 HIV陽性者支援の受入れ



2. 現時点で受けられないと答えた理由

【图4】

【図4】 受けると答えなかった人の理由（複数回答）

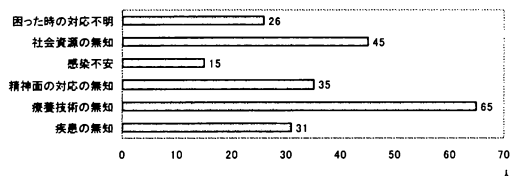


3. どのような条件が整えば可能になるか

「受ける」と回答した人以外にどのような条件が整えば可能か尋ねたところ、「保健所や医療機関との連携」89人、「専門講師の研修」86人、を求める声が多く、「看護に関する技術支援」58人、「精神科医やケースワーカーとの連携」57人、「社会資源の研修」49人、「介護に関する技術支援」47人と続いた。

【図5】

【図4】 受けると答えなかった人の理由（複数回答）



自由記載では「HIV について何も知らないことがわかった。勉強して支援できるようにしたい」「どんな病気でも支援を必要とする限り勉強して体制を整えたい」など前向きな意見がみられた。

IV. 考察

今回の調査より地域ケアを担う専門職にとって、HIV 感染症は「特別な疾患であり特別な対応が必要」と考える傾向があることがわかった。全体的に専門知識は十分とはいえず、看護師と介護職員を比較すると、介護職員は基本的な知識にも乏しかった。また、療養に関してどのような支援が必要かイメージできないという意見が多く、HIV 感染者の療養支援の依頼を現時点で受けると答えた人は全体の 2 割にとどまった。受入れに消極的にならざるを得ない状況として知識や経験不足が根底にあると思われる。また HIV 感染による免疫機能障害が、身体障害者の認定対象であり社会サービスが利用できることや、自分たちがケア提供者になりうることを認識していない現状も明らかとなった。しかし、将来的には支援を行う必要があると考えている人が 40%あり、準備につながるような研修を積み上げることで、マンパワーとして期待できるといえる。まず疾患を正しく理解することで、疾病自体のネガティブなイメージを払拭しなければならない。

感染対策では、HIV より感染力が強い B 型肝炎ウイルス対策が実行できていれば問題はなく、HIV 感染症が特別な対応を求められることはない。特に現場では HIV 感染に限らず様々な感染症に対応できるようスタンダードプリコーション（標準予防策）の徹底が求められており、このことが業務に根付くよう繰り返し啓発していく必要がある。

未経験による不安を和らげるには、最新の医

療やケアについて情報提供するだけでなく、事例を通じ病気の特徴を考慮した、具体的な援助と職種の役割が示されることが必要である。また拠点病院や、HIV 陽性者支援の NPO、保健所など横のつながりを緊密にすることで質の高いサービスが提供できることを個々のケースで経験していくことである。地域で受け入れ要請があれば、未経験や教育が十分でないことを理由に拒否することがないよう、受入れ機関やスタッフに対して身近な相談窓口が必要である。保健所がリーダーシップをとって、地域の受入れ機関と在宅支援に関するカンファレンスを実施し、経験豊富な専門医や多職種のバックアップとサポートが十分得られるよう橋渡ししながら、既存のネットワークや資源をうまく活用できるようコーディネートする役割を担う必要がある。

どのような疾患であれ、住み慣れた地域で療養生活するうえで、必要なサポートが受けられるよう環境整備することは行政が担うべきであり、地域保健の第一線機関である保健所に求められる役割は大きい。地域において、HIV 陽性者が特別な支援対象者でなく、他の者と異ならない支援対象者の一人として位置づけられるまで、地域ケアを担う専門職に対して保健所保健師がイニシアチブをとることが必要である。また、定期的な学習会で関係機関・関係職種に対し計画的・継続的に働きかけることで課題を共有し、連携の推進とネットワークの構築を目指していかなければならない。

V. 終りに

感染者が増加の一途をたどるに伴い、地域の受け皿が整わないために社会的入院を余儀なくされているケースの報告もあり、地域医療の連携をはじめ、在宅・施設を含めた療養体制を整備することが急がれている。これらの解決には、包括医療など制度そのものを抜本的に見直す必要も指摘されているが、保健所としては地域の専門職に対し、HIV/AIDS の理解を深め偏見差別がなくなるよう働きかけ、支援体制やネットワークなど環境整備を行う役割があると考えられる。HIV/AIDS に対して地域療養を包括的に支えるネットワークが構築されることは、あらゆる疾患の患者に対してもいい環境であると

考える。

(本研究は第 22 回日本エイズ学会学術集会にて報告した。)

参考文献

- 1) 小西加保留：HIV 感染症による長期療養者とその受け入れ体制に関する研究．日本エイズ学会誌 9：167－172,2007
- 2) 白井千香：HIV/AIDS 診療における地域連携の体制づくりと課題．第 55 巻日本公衆衛生誌第 3 号 156－162,2008
- 3) 加瀬田暢子：HIV 陽性者の訪問看護受け入れに関わる要因 第 19 回日本エイズ学会学

術集会総会抄録集：2005

- 4) 永井英明：長期療養が必要な HIV 感染者の施設・病院での受け入れについての検討 第 20 回日本エイズ学会学術集会総会抄録集,2006

トピックス HIV/AIDS

HIV/AIDS 啓発活動への取り組み

吹田保健所

岡本あやみ 田中香奈子 菅原順子 木村ウメ子
清水洋子 津呂千恵子 西内一徳 峯川章子
高野正子

1. はじめに

大阪府保健所では HIV 検査相談・啓発事業・陽性者への支援の 3 本柱で事業を進めており、今回は、吹田保健所の啓発事業の取り組みとして (1) 関西大学での HIV/AIDS キャンペーン

(2) 学校教育支援について報告する。

2. HIV/AIDS 啓発活動への取り組み

(1) 関西大学での HIV/AIDS 啓発活動

経 過

[きっかけ]

平成 12 年に、吹田保健所から、以前より結核接触者健診等で連携のあった関西大学の保健管理センターに対して、「大学生を対象とした HIV 啓発と禁煙啓発とを開催したい」と働きかけた。その結果、保健管理センターの協力を得ることが出来、大学生を対象に世界エイズデーに合わせて、「HIV/AIDS 啓発キャンペーン」を保健所と大学の共催という形で開催した。当初、保健所は企画調整課と地域保健課の合

同で参加し、禁煙啓発も同時に実施した。この企画は、平成 16 年度まで継続して実施できた。

[学生の参加]

平成 15 年度には、大学の保健管理センターから学生に呼びかけを行い、学生ボランティアの協力が得られるようになった。大学の学生課も共催機関に加わり、キャンペーンを学園祭と同時に開催した。それまでの保健所事業という雰囲気から、大学も共同し、啓発事業に取り組む形になった。平成 16 年度は、学生ボランティア対象に事前に保健所からオリエンテーションを実施し、キャンペーンの意義や目的、実際のプログラム内容を理解してもらい、スタッフとともに進行に携わってもらった。

[学生の運営開始]

平成 17 年度に学内の学生生活課にボランティアセンターが設置されたのを機会に、保健所から HIV/AIDS 啓発ボランティアを募集したところ、「Colors」というサークルが趣旨に賛同し参加す